

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

網走教職員組合 「私のお気に入り憲法」

Calendar
2018-2019

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

4

最大の尊重が必要とされている私たちの「命」や「自由」、そして「幸せな生活」。今、大きな力によって脅かされてはいないでしょうか？未来の子どもたちのためにも憲法を暮らしの中に生かしてゆきましょう。

和田朗

april 2018

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

5

日本国民すべてがきちんとご飯を食べることので

きる世の中になってほしいなあ。 勝田純人

may 2018

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

今、学校が大きく変えられようとしています。子ども達の生活を様々なマニュアルでしばり、競争的学力でランク付けし、教科道徳で価値をおしつけるなど、そこには健やかに育つ場としての学校の姿はありません。子ども達の人権さえも脅かされるような指導も行われていると聞きます。子ども達には人間らしく成長していく権利があり、学校はそれを保障する場でなければなりません。 大坪哲也

6

june 2018

日

月

火

水

木

金

土

27

28

29

30

31

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

自分の笑顔が輝く職場なら長く働きたいと思います。

笑顔の多い働き方を! 佐野純子



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

働ける健康な体、余暇を楽しむために、文学・芸術などに触れてみたいと思う心をみんなが持てますように。

若狭美喜子

8



august 2018

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。



憲法前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。日本は武器を捨て、諸外国と仲良くして、戦争をしないと決めたはずで、米軍も戦争のできる自衛隊も日本には必要ありません。そして世界から、子どもたちの命を奪う最大の暴力である戦争をなくすという究極の目標を目指していきたいと思えます。

和田朗

september 2018

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	25	26	27	28	29

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

弱い立場の人でも笑顔で生活できる国にするために、しなければいけないことはたくさんあると思います。自分にできることもしっかり考えていきたい。

小林杏樹

10

october 2018

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

11

戦前回帰をねらう現内閣が悪法を次々と世に出しているが『銃口』…三浦綾子(作)にえがかれた思想統制があたり前の世の中にしてはいけないと強く思います。道徳教育を教科化して、特定の価値観を子どもたちに注入するのは間違いです。第13条のすべて国民は、個人として尊重される。にある、自由及び幸福追求の権利にも関わる憲法の大切な所。私の大好きな心強い条文です。 上田健一郎

november 2018

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	1

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



先人たちより託された権利を、私たちも不断の努力で守り、未来を生きる子ども達へ託します。山本仁史



日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服されない。

わたしが美味しい酒を飲み、美味しいものを食べることをだれも止めることはできないのです!

山本仁史



january 2019

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。

2

権力を縛るのが憲法。権力を持っている国務大臣や国会議員は、この憲法を尊重し、擁護しなければいけないのに、そこから「変えよう」と言い出すことが憲法違反になるのではないかと。私たち公務員は、この憲法を尊重し、守ることが大事。 丸尾 彪



february 2019

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	1	2

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

怒ることなくあきらめることなく先人の歩みと今の矛盾を背負い進みたい。 糸葉則次



日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30